

〔平 30 . 10 . 17〕
〔総 1 8 - 2〕

説 明 資 料

〔資産課税（相続税・贈与税）について〕

平成 30 年 10 月 17 日 (水)

財 務 省

目 次

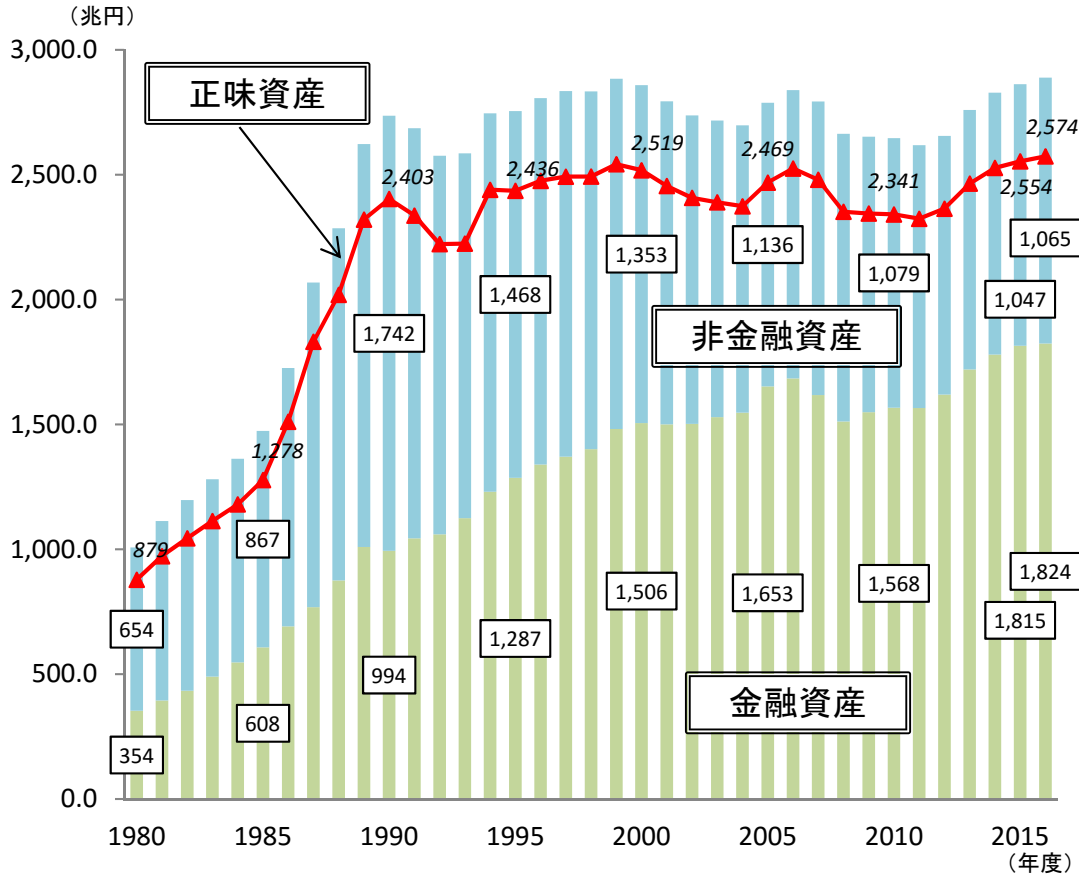
1. 資産課税をめぐる経済社会情勢	3
2. 相続税・贈与税の現状	15
3. 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較	28
4. 贈与税の特例	37
参考資料	44

1. 資産課税をめぐる経済社会情勢

家計資産等の推移

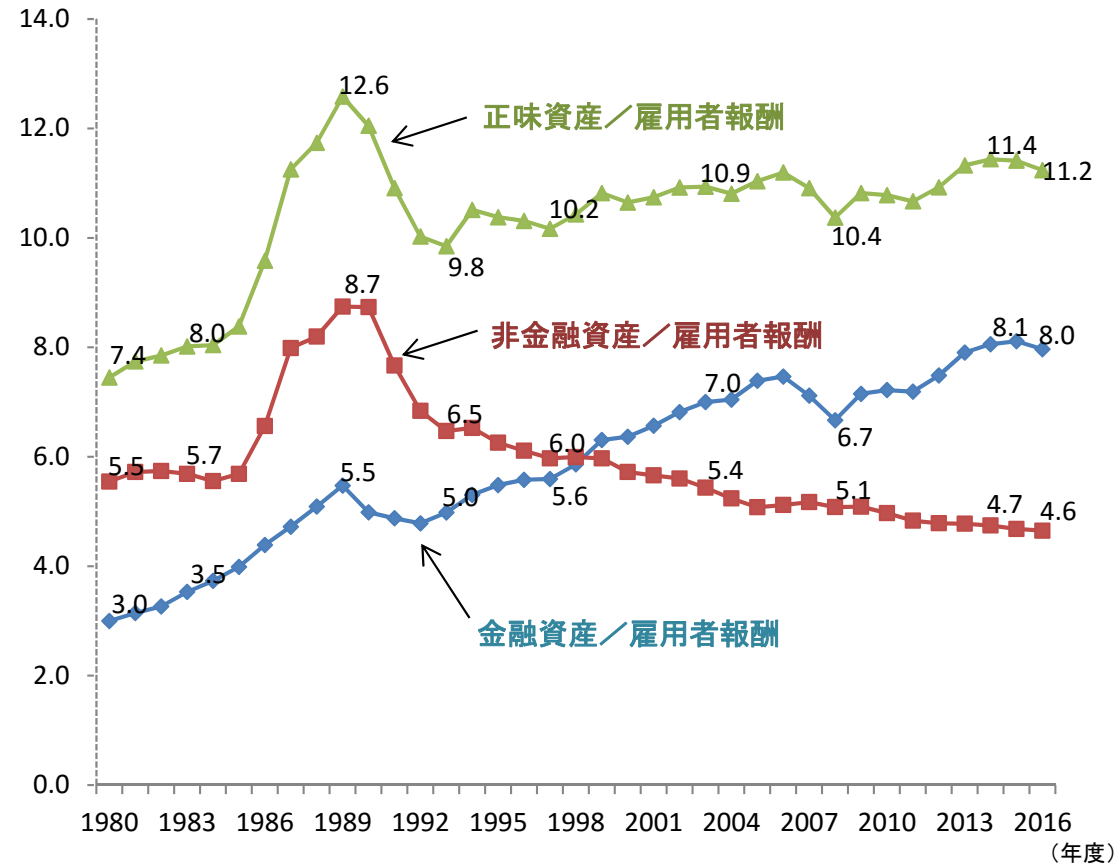
- 80年代に経済のストック化が進展する中で増大した家計資産は、90年代以降概ね横ばい傾向。
- バブル崩壊後、非金融資産は低下する一方、金融資産のウェイトは増加傾向。

家計資産の推移



(出所)内閣府「国民経済計算」
 (注)正味資産は、資産(非金融資産、金融資産)から負債を控除したもの。

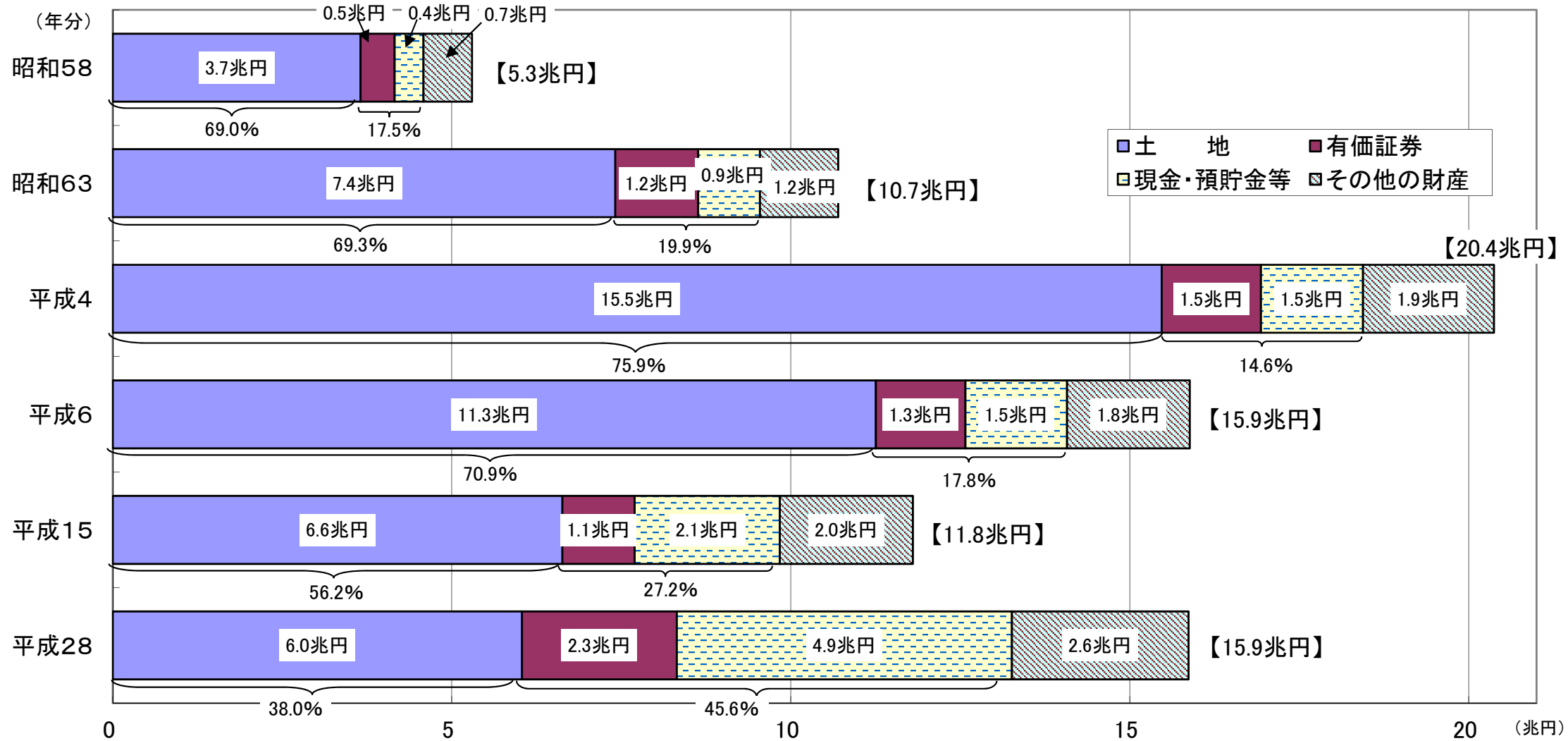
経済のストック化の内訳



(出所)内閣府「国民経済計算」
 (注)正味資産は、資産(非金融資産、金融資産)から負債を控除したもの。

相続財産種類別の財産価額の推移

- 相続財産価額の推移をみると、有価証券及び現金・預貯金等は平成28年で7.2兆円と大きく増加してきた。
- これに伴い、相続財産に占める割合も平成28年で45.6%と大きく増加している。

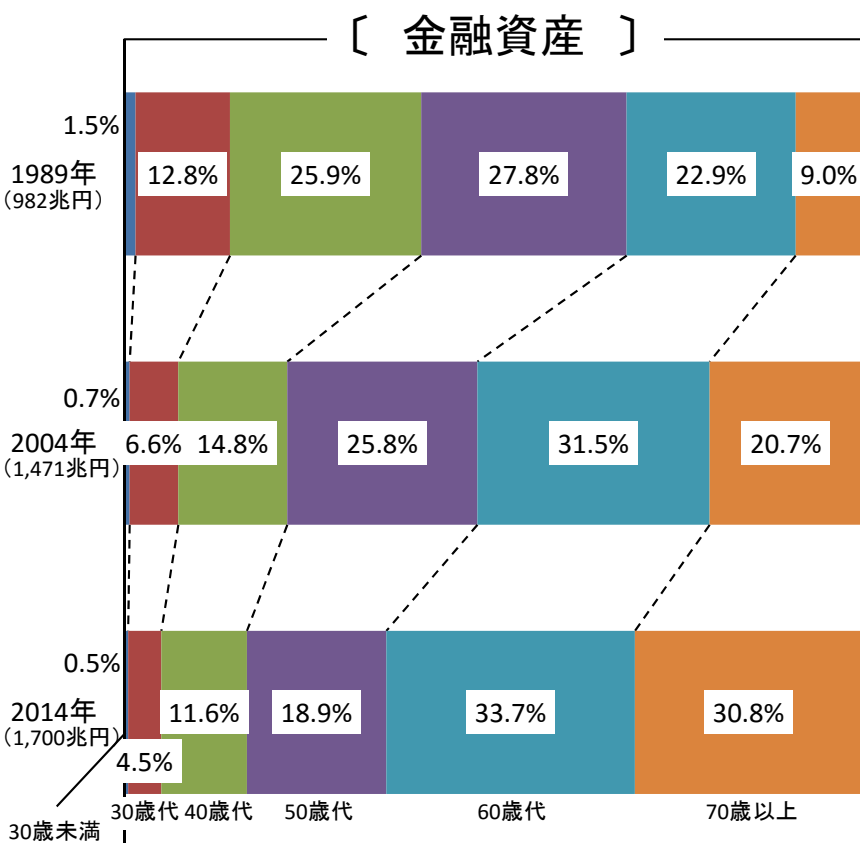


(資料) 「国税庁統計年報書」による。

年代別 金融資産保有残高について

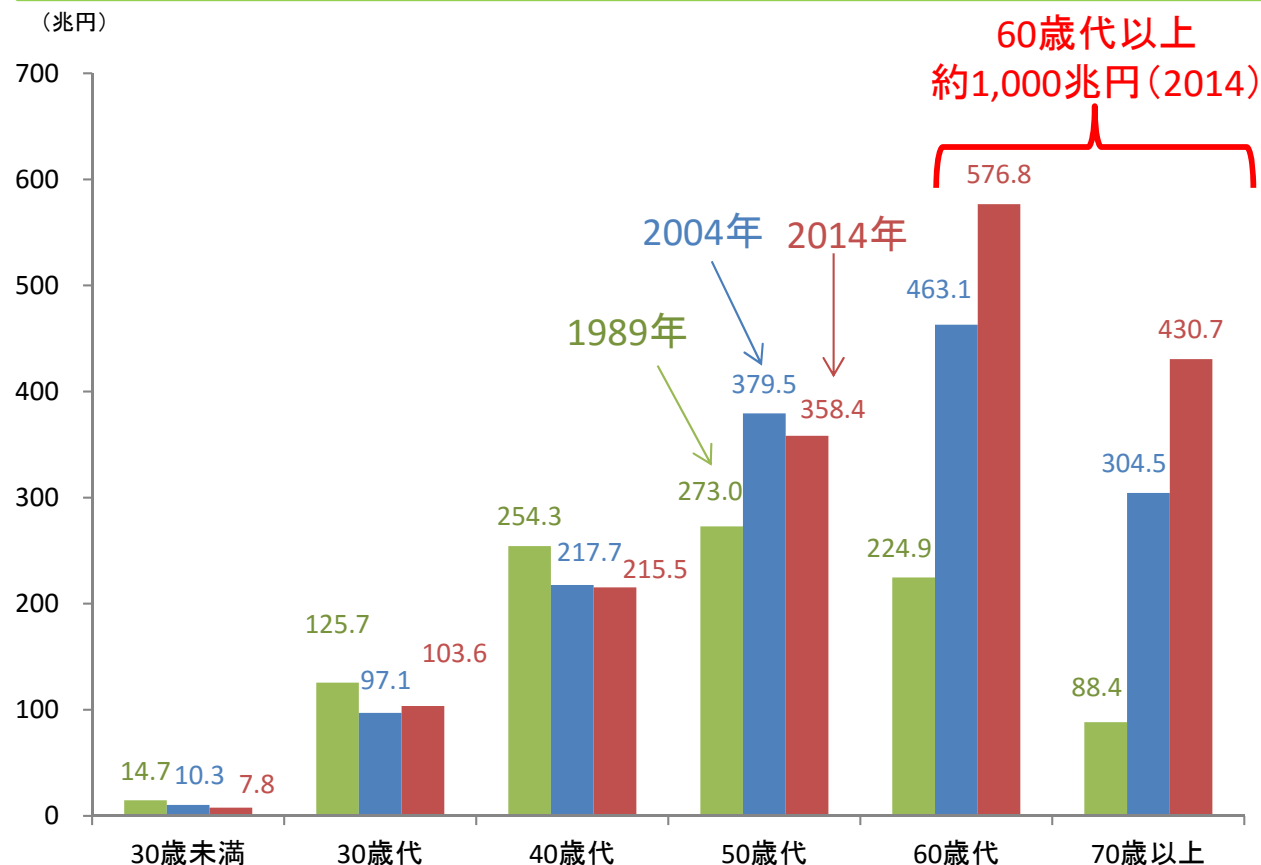
- 近年、相続財産に占める割合が増加している金融資産について、年代別の残高をみると、この20年間で60歳代以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳代以上が約6割(約1,000兆円)の資産を保有。

年代別金融資産残高の分布の推移



(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)、日本銀行「資金循環統計」により作成
 (注)「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

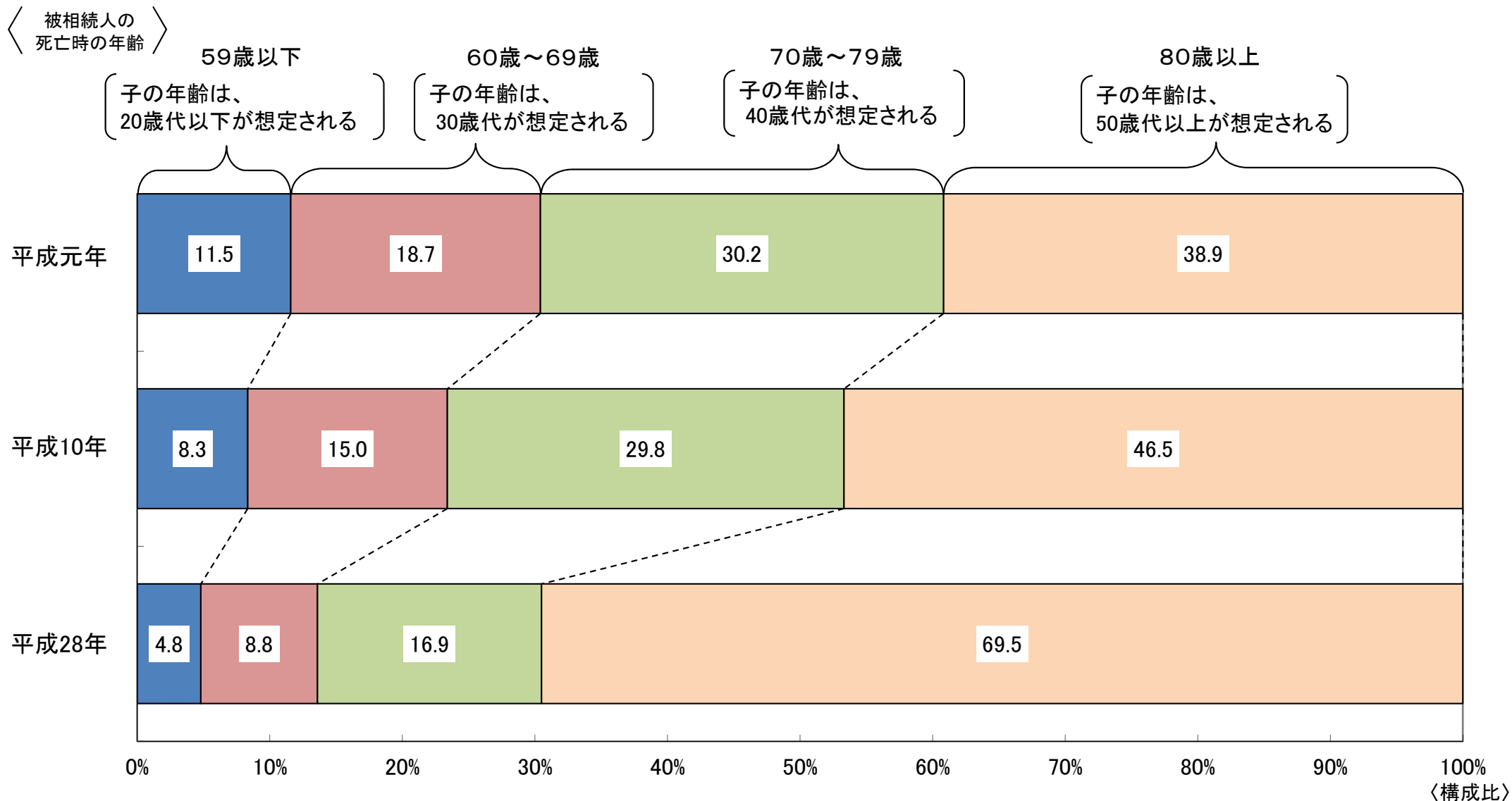
年代別金融資産保有総額(兆円)



(出所)日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

- 被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。
 ⇒ 資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について検討していく必要。

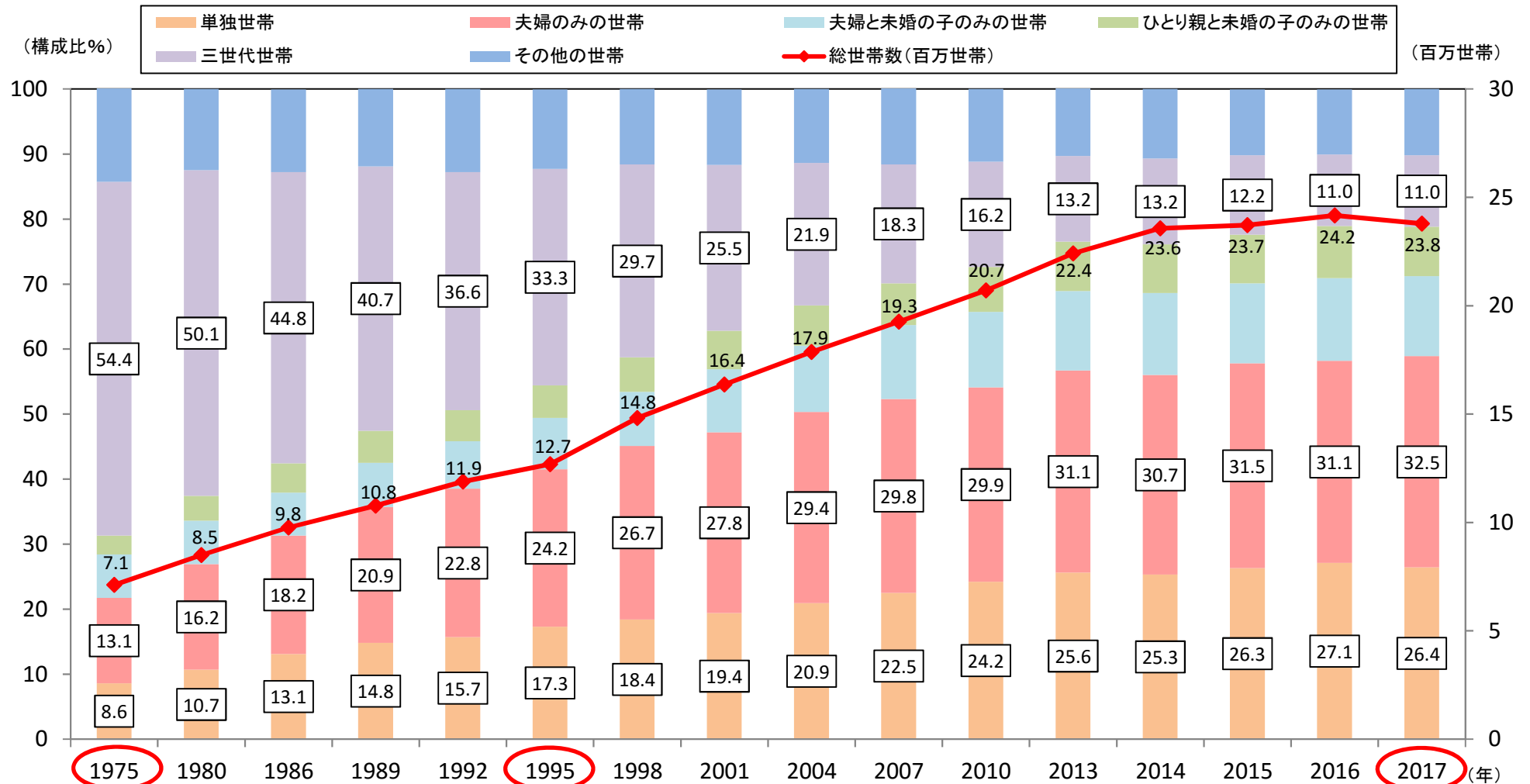


(注) 主税局調べ。

高齢者がいる世帯構成の推移

○ 高齢者がいる世帯構成は、1970年代に5割を超えていた「三世帯世帯」が1割まで大幅に減少。「単独世帯」「夫婦のみの世帯」がそれぞれ3割前後まで増加。また、未婚の子との世帯も増加。

- ・ 三世帯世帯 【1975年→2017年】: 54.4%→11.0%(▲43.4%ポイント)
- ・ 単独世帯 【1975年→2017年】: 8.6%→26.4%(+17.8%ポイント)
- ・ 夫婦のみの世帯【1975年→2017年】: 13.1%→32.5%(+19.4%ポイント)



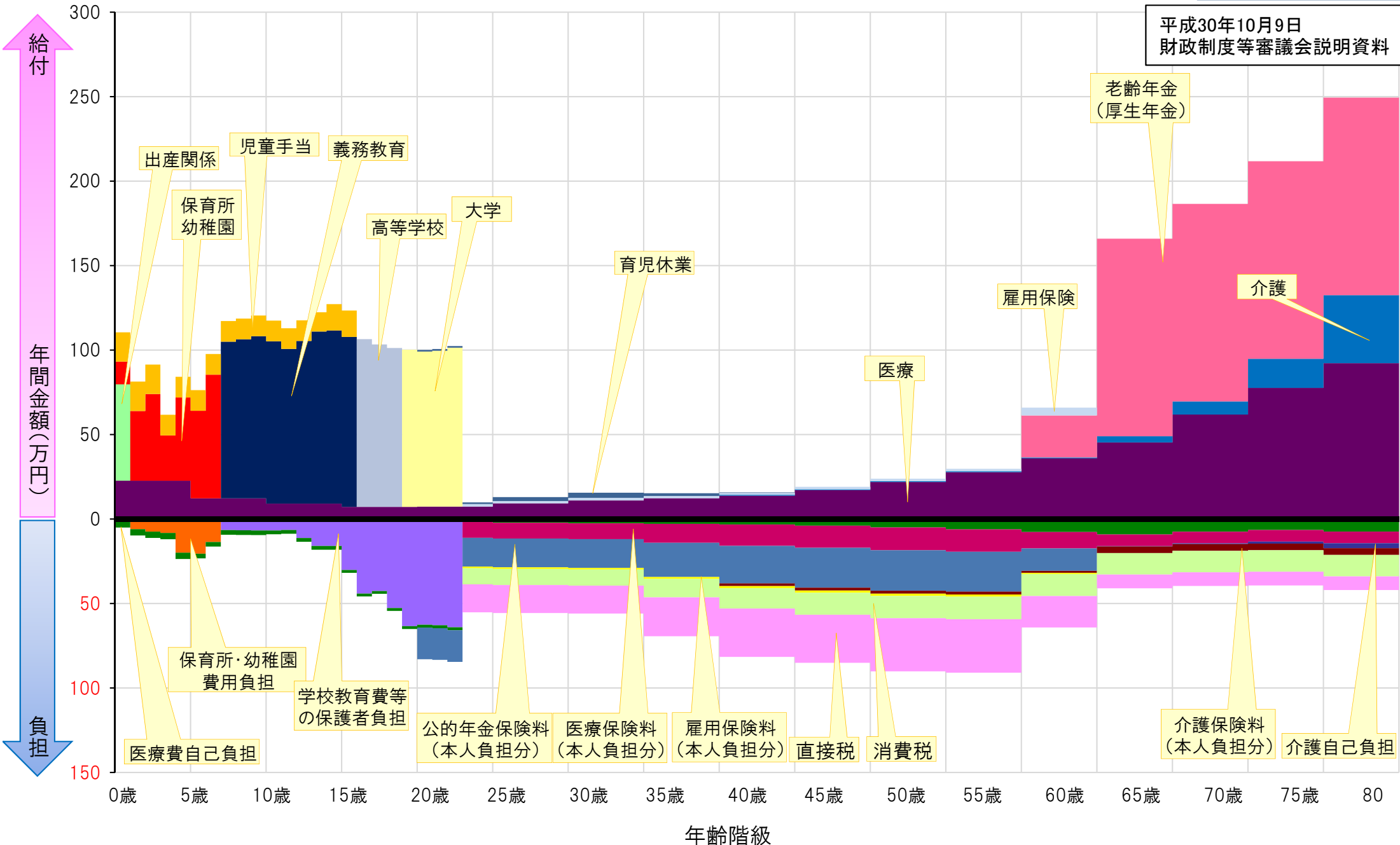
(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注)平成7年の数値は兵庫県、平成28年の数値は熊本県を除いたものである。

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ

厚労省作成資料

平成30年10月9日
財政制度等審議会説明資料

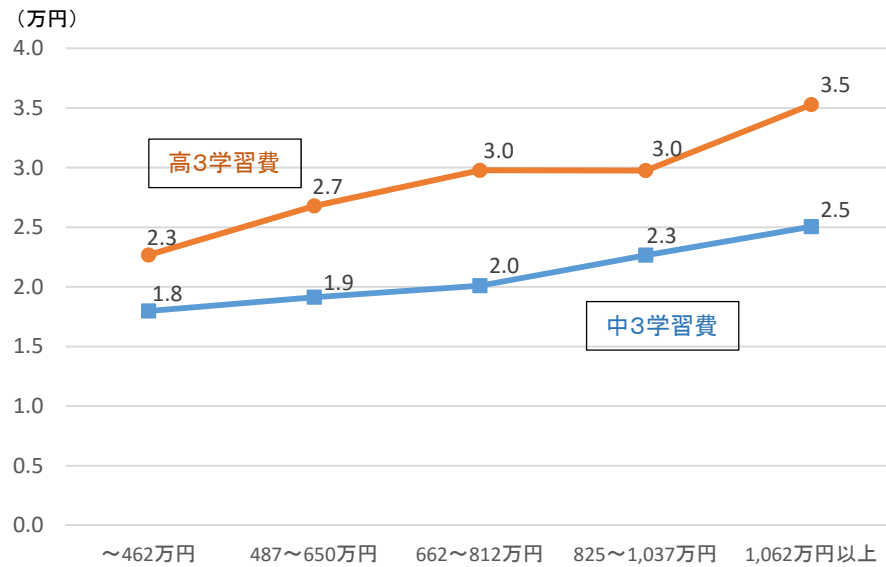


(注) 1. 平成27年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。
2. 直接税及び消費税は、国税及び地方税の合計である。

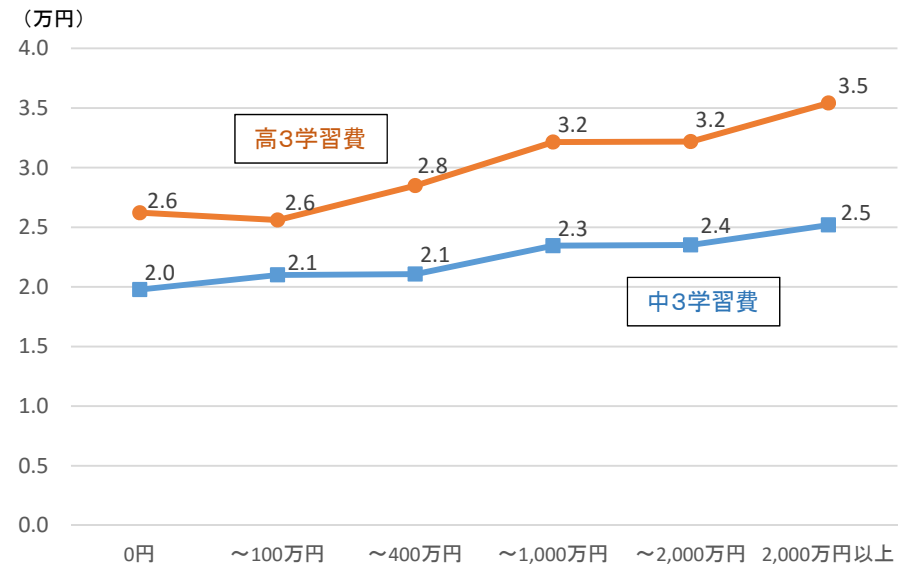
所得格差、資産格差が教育に与える影響

- 所得や資産が増加するにつれて、学習費も増加する傾向。

家計年収別 平均学習費



資産別 平均学習費



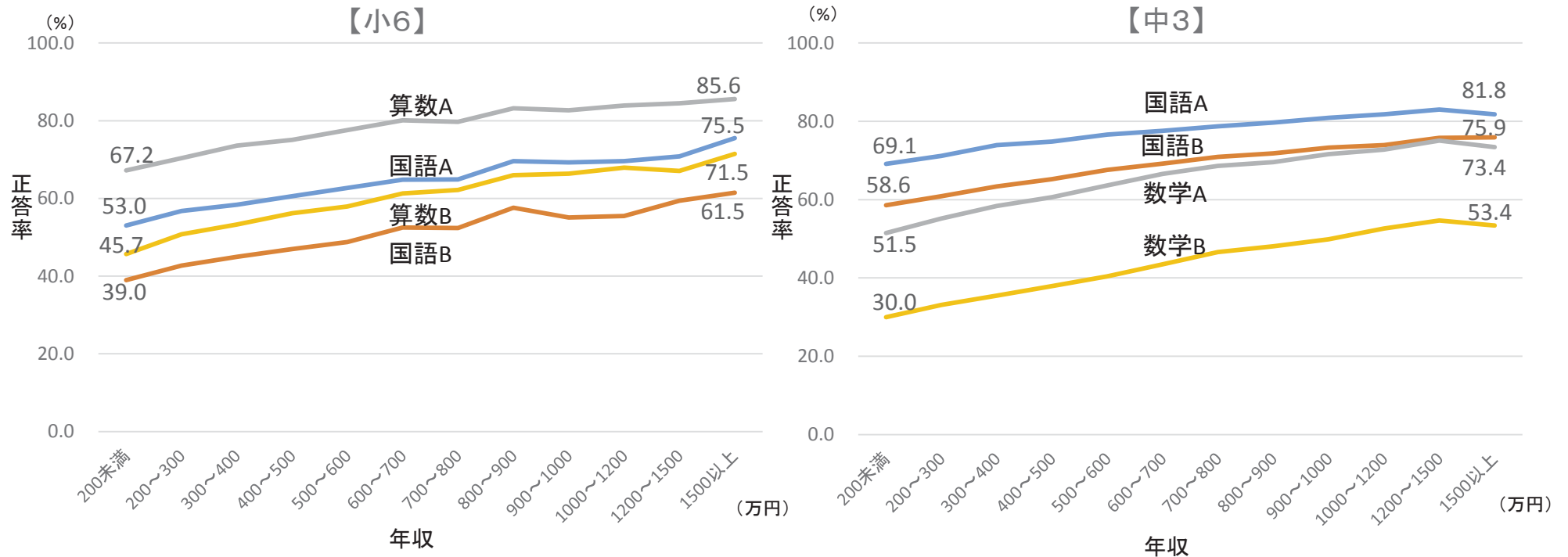
(注)「家計年収」とは父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいい、「資産」とは預貯金及び有価証券をいい、「学習費」とは中3・高3時における塾などの費用をいう。
 (出典)東京大学「家庭の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書」(2017年3月)を基に加工。

2. 教育の効果と高等教育の無償化①

家庭の経済事情による学力への影響

- 家庭の所得と全国学力調査の正答率を見ると、所得が高い家庭の子供の正答率がより高いという傾向。
- 所得が最も低いグループ(年収200万円未満世帯)と最も高いグループ(年収1500万円以上世帯)では、正答率に20ポイント以上の開き(中3・数学B)がある。

《「世帯収入(税込年収)」と学力の関係》



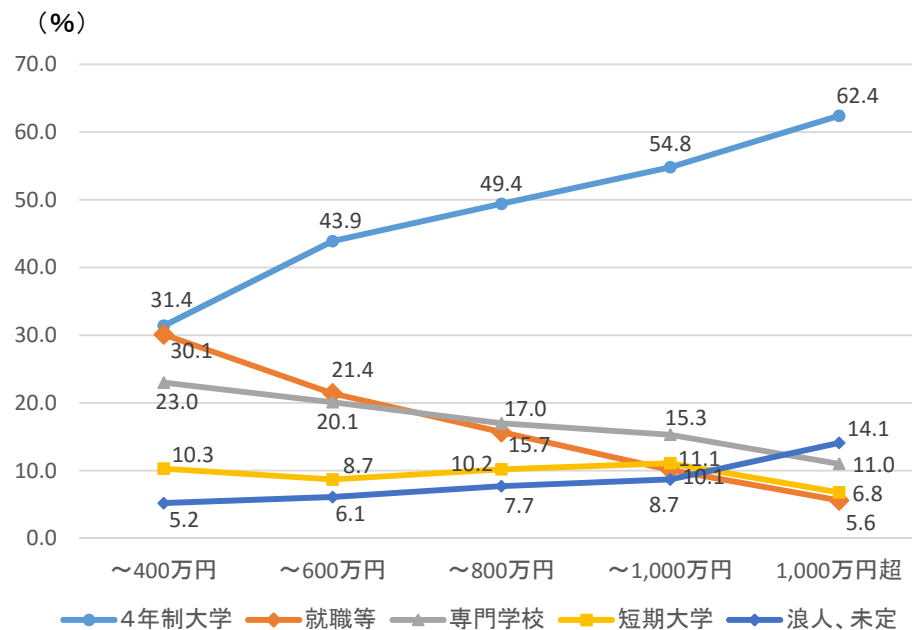
A問題: 主として「知識」を問う問題。
 B問題: 主として「活用」を問う問題。

平成25年度文部科学省委託調査研究『平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)』の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究(お茶の水女子大学)より作成

親の所得と子の大学進学率

- 親の所得が高いほど、子の4年制大学への進学率が高くなる傾向。
- これにより、子の生涯賃金も高くなることが考えられる。

高校卒業後の予定進路(家計年収別)

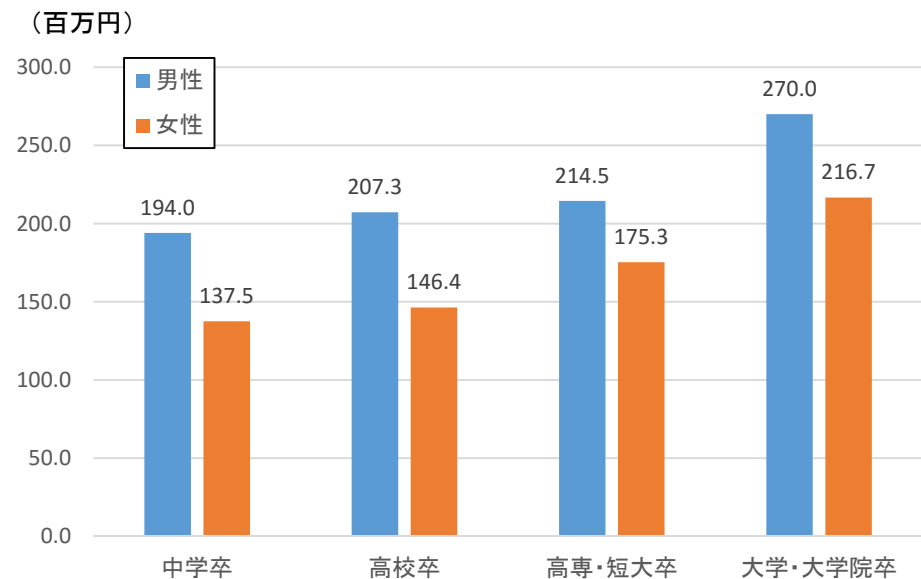


(注1)「家計年収」は、父母それぞれの年収区分の中央値の合計をいう。

(注2)無回答は除く。「就職など」には就職進学、アルバイト、海外の大学・学校、家事手伝い、家事手伝い・主婦、その他を含む。専門学校には各種学校を含む。

(出典)東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)より。

学歴別生涯賃金



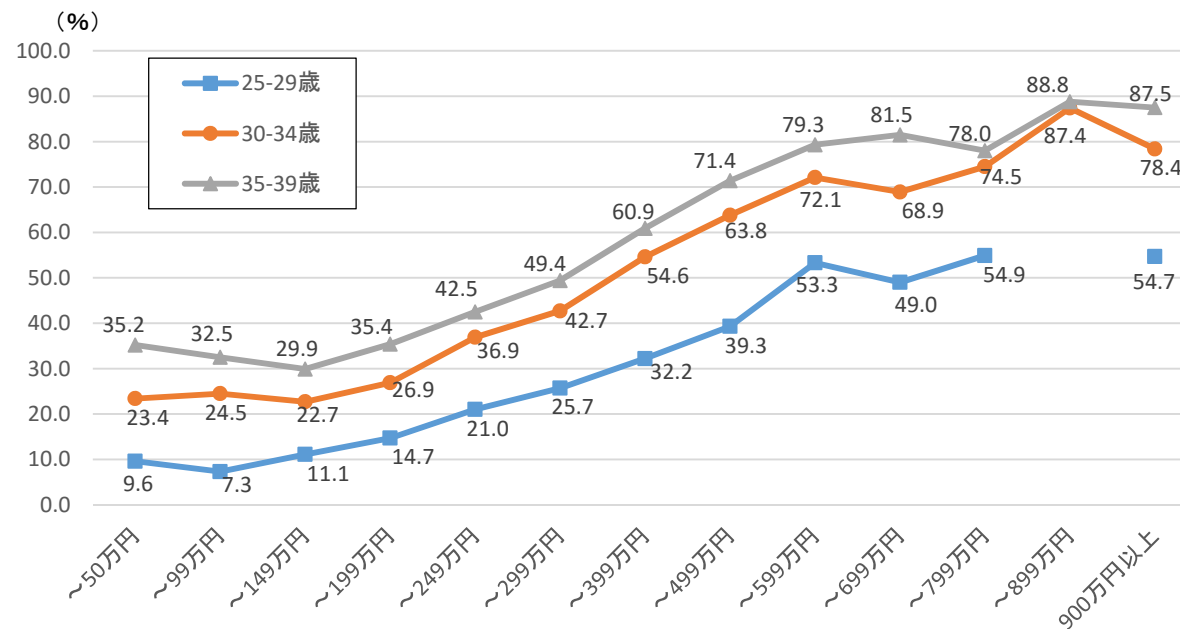
(注)学校を卒業しただちに就職し、60歳で退職するまでフルタイムの正社員を続ける場合(同一企業継続就業とは限らない)。退職金を含めない。

(出典)「ユースフル労働統計2017ー労働統計加工指標集ー(独立行政法人労働政策研究・研修機構)より。

所得格差が結婚に与える影響

○ 男性の年収別有配偶率をみると、一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。

男性の年収別有配偶率



(注) 25~29歳の800~899万円の集計区分は、標本数が少なく割合が算出できない。

(出典) 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状②—平成24年版「就業構造基本調査」より—」(2014年)より。

幼児教育、高等教育における今後の支援について

経済財政運営と改革の基本方針2018

(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

(略)

「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

(略)

第三に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないように、必要な支援を段階的に行う。

(略)

第五に、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

(略)

人づくり革命基本構想

(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

第3章 高等教育の無償化

我が国では、低所得者層における大学進学率が低く、経済格差が教育格差を生むことが危惧されている。貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、どんなに貧しい家庭に育っても、意欲さえあれば専門学校、大学に進学できる社会へと変革することが急務である。所得が低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現する。この具体的措置については、次のとおりとする。

(略)

※ 幼児教育無償化は平成31年10月に、高等教育無償化は平成32年4月に、私立高等学校授業料実質無償化は平成32年度までに実施予定。

2. 相続税・贈与税の現状

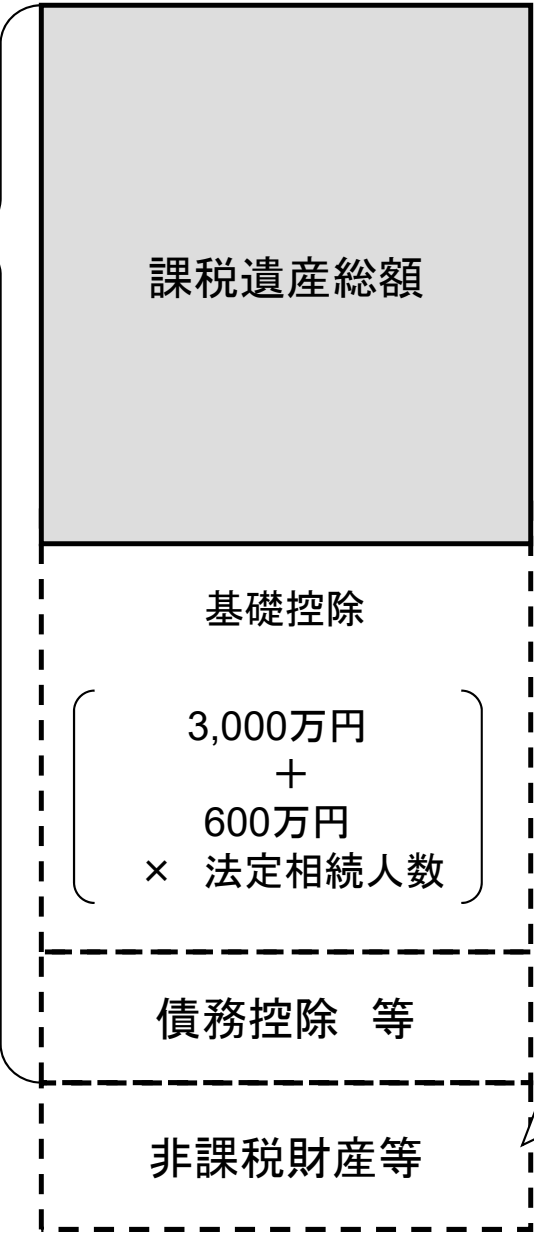
相続税が課税される財産等

相続財産(H28年)
 15.9兆円

〔相続財産の内訳〕

- 土地 : 6.0兆円(38.0%)
- 有価証券 : 2.3兆円(14.4%)
- 現金預金 : 4.9兆円(31.2%)
- その他 : 2.6兆円(16.4%)
(家屋・構築物、生命保険等)

合計 : 15.9兆円



**相続税額の計算
の基礎となる金額**

- 非課税財産

 - 墓所、霊びょう等
 - 死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額
(500万円×法定相続人数)
 - 相続人が、申告期限までに国や公益法人等に贈与(寄附)した相続財産

等

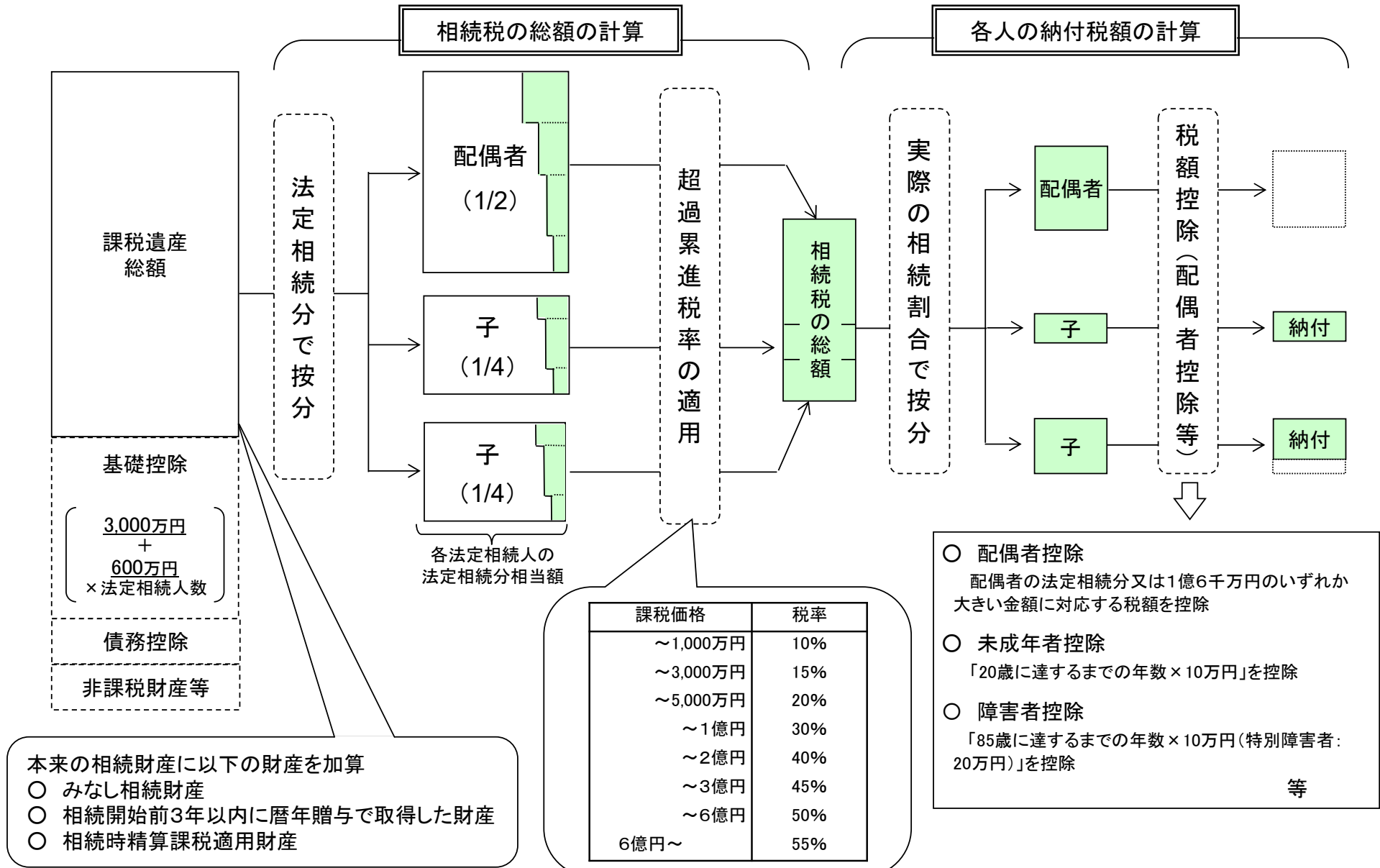
課税価格の減額特例

 - 小規模宅地等の課税の特例
 - ・ 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
 - ・ 居住用宅地(330㎡まで80%減額)

等

相続税の仕組み

○ 我が国では、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、それを各人の取得財産額に応じ按分して税額を計算する方式(法定相続分課税方式)が採られている。



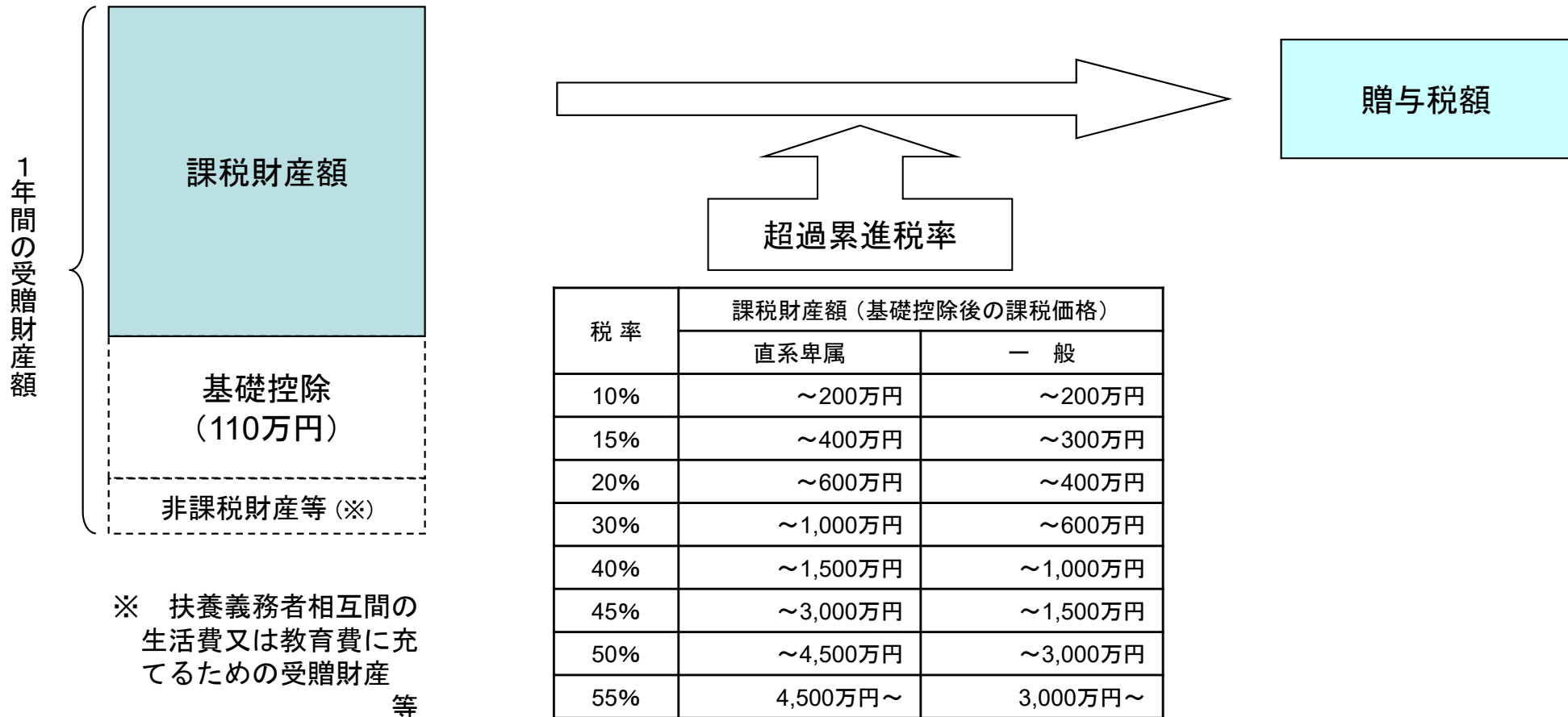
贈与税の概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した個人に対して、その財産の取得の時ににおける時価を課税価格として課される税で、相続税の補完税としての性格を持つ。

課税方法は、受贈者が「暦年課税」又は「相続時精算課税」を選択できる。

なお、「相続時精算課税」は、平成15年度に、次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から導入されたもの。

暦年課税の概要



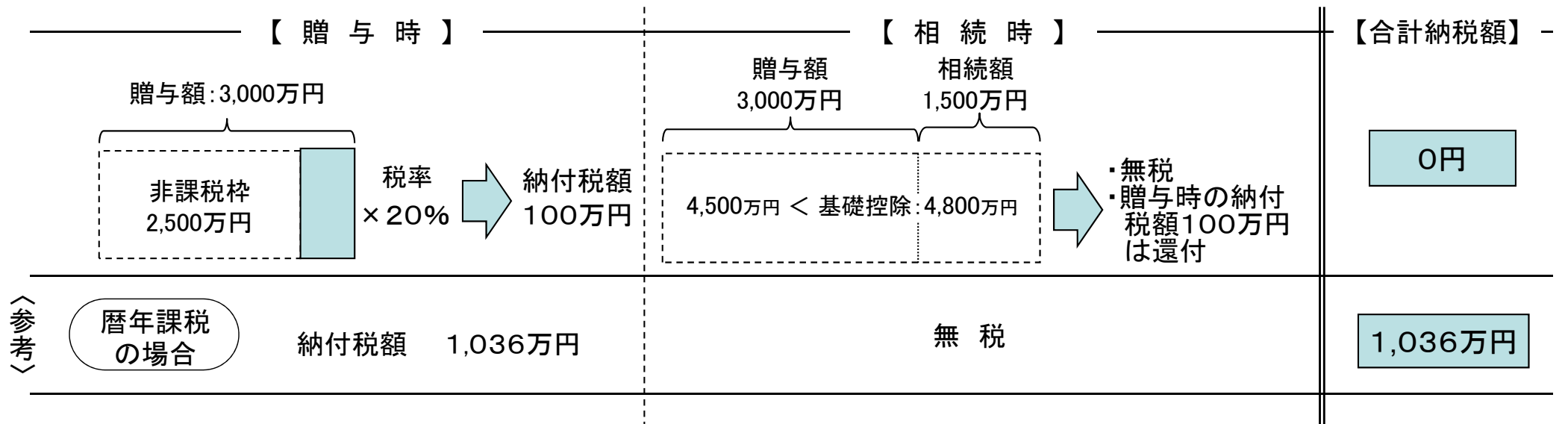
わが国の相続税・贈与税の沿革

年	沿 革
明治 38 年 (創 設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>遺産課税方式</u>の採用 ○ 家督相続を優遇し、親疎により別税率適用 ○ 相続開始前 1 年以内の贈与財産について相続税の課税価格に加算
昭 和 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民法改正（昭和 22 年）で家督相続廃止 → 相続税もこれに伴い家督相続に係る規定を廃止 ○ 贈与者の一生を通ずる累積課税方式の贈与税の創設（贈与者課税）
昭 和 25 年 (シャウプ勧告)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税・贈与税の一本化 ○ 遺産取得課税方式への移行 ○ <u>取得者の一生を通ずる累積課税方式</u>を採用
昭 和 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取得者の一生を通ずる累積課税方式の廃止 ○ 相続開始前 2 年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 贈与のつど毎年課税する贈与税の創設（取得者課税）
昭 和 33 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税額の計算方式を<u>法定相続分に応じ計算する方式</u>（相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、各人の課税価格（取得財産額から取得財産に係る基礎控除額を控除した額）で按分する方式）に見直し ○ 相続開始前 3 年以内の贈与は、相続に加算して課税 ○ 3 年以内に同一人から贈与があった場合の贈与税の累積課税制度（3 年累積課税制度）の導入
昭 和 50 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 贈与税の 3 年累積課税制度の廃止
昭 和 63 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本改正
平 成 15 年	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>相続税・贈与税の一体化措置（相続時精算課税制度）</u>の導入

相続時精算課税について

- 次世代への資産移転及びこれによる消費拡大と経済活性化の観点から、平成15年度に導入
- 暦年課税との選択制
- 具体的な仕組み
 - ① 贈与時に一旦軽減・簡素化された贈与税を納付（2,500万円までは非課税。2,500万円を超えた部分に一律20%課税。贈与額は相続時まで累積）
 - ② 相続時には、相続財産にこれまで贈与された分も含めて相続税を計算。納付済の贈与税額は相続税額から控除（控除しきれない金額があれば還付）
- 効果（納税者のメリット）
 - ・ 相続税がかからない場合（全相続件数の9割超）：2,500万円まで非課税で贈与を受けることが可能（2,500万円を超える場合に支払った贈与税額は相続時に還付）
 - ・ 相続税がかかる場合：最終的な税負担は、生前贈与をしない場合と基本的に変わらない。ただし、資金ニーズに即したタイミングで贈与を受けることが可能

《計算例》3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）

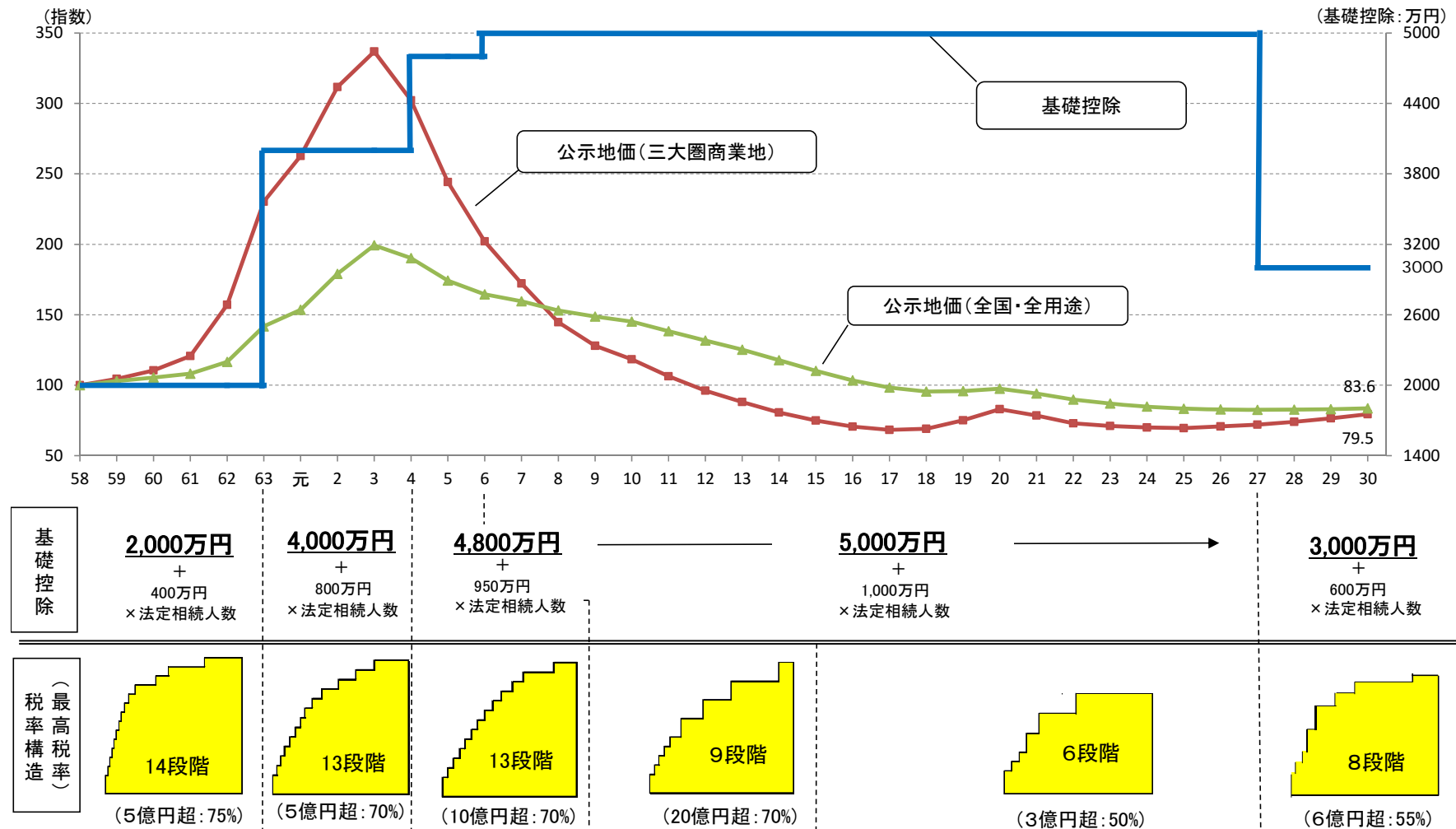


(注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者:60歳以上の者 受贈者:20歳以上の推定相続人及び孫

(注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除(毎年110万円)の適用は受けられない。

地価公示価格指数の推移と相続税の改正

- バブル期の地価高騰に伴う負担調整のため、累次に互り基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げを実施。
- 平成25年度税制改正において、相続税の再分配機能の回復、格差の固定化の防止等の観点から、基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げを実施。(平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用。)

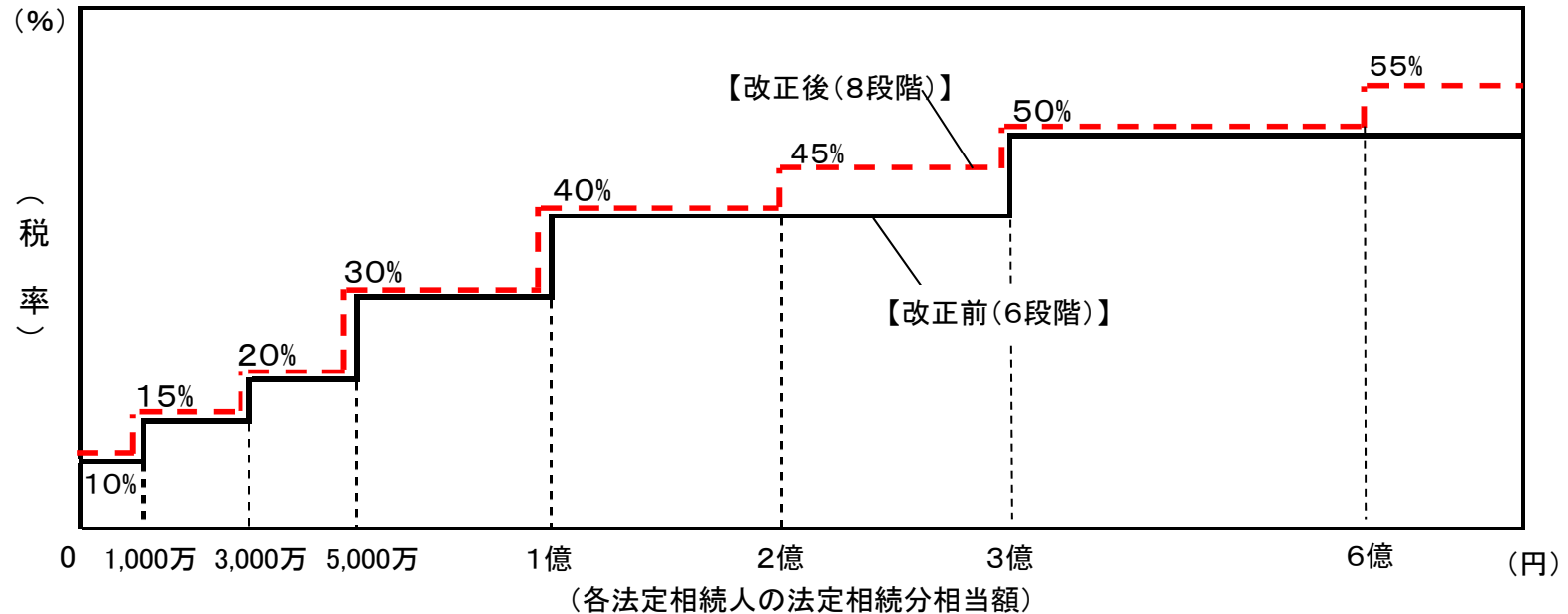


相続税の見直し【平成25年度税制改正】

① 基礎控除の引下げ

【～H26.12.31】 $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ \rightarrow 【H27.1.1～】 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

② 税率構造の見直し

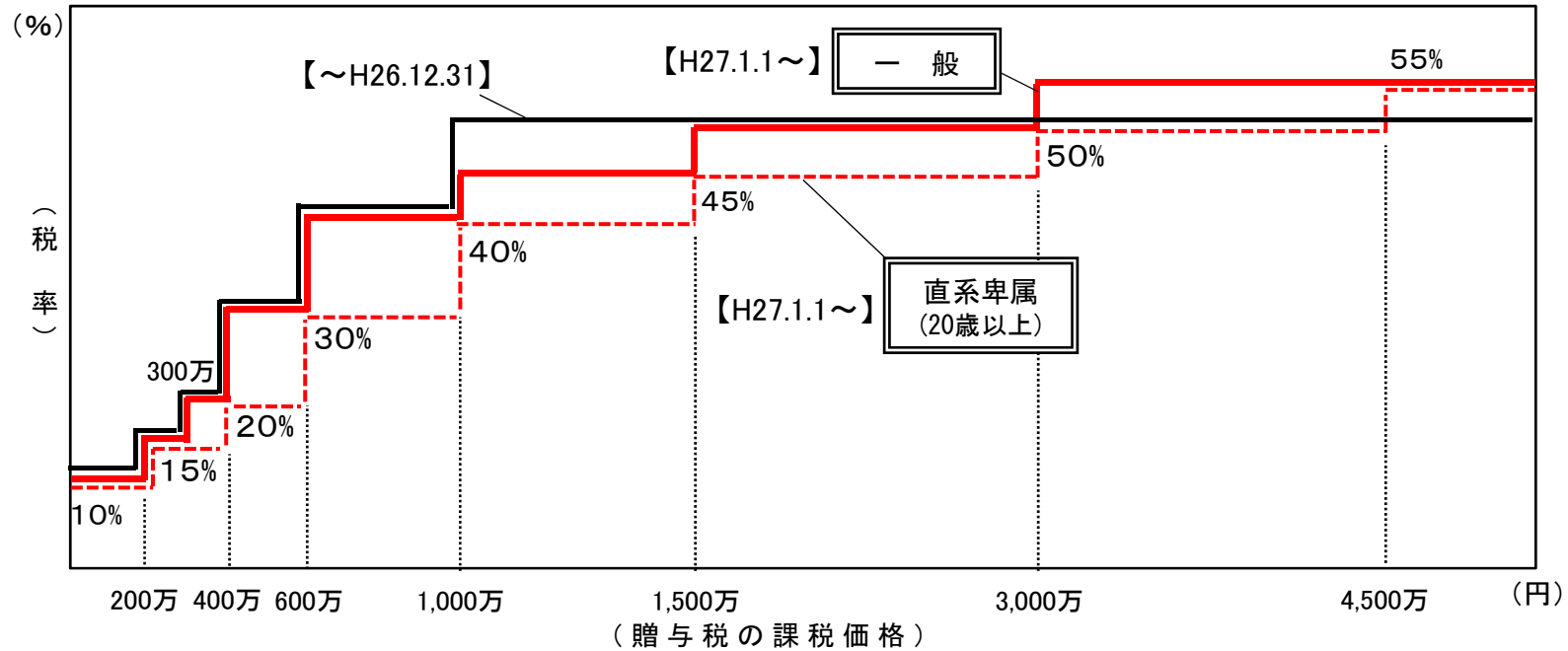


③ 未成年者控除・障害者控除の見直し

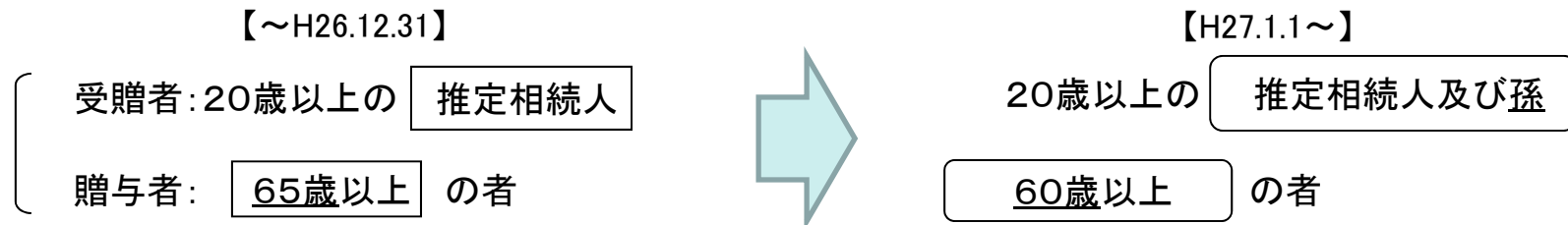
	【～H26.12.31】	【H27.1.1～】
・ 未成年者控除	$6\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$	$10\text{万円} \times 20\text{歳に達するまでの年数}$
・ 障害者控除	$6\text{万円 (特別障害者: 12万円)} \times 85\text{歳に達するまでの年数}$	$10\text{万円 (特別障害者: 20万円)} \times 85\text{歳に達するまでの年数}$

贈与税の見直し【平成25年度税制改正】

① 税率構造の緩和(暦年課税) : 子や孫等への税率を緩和

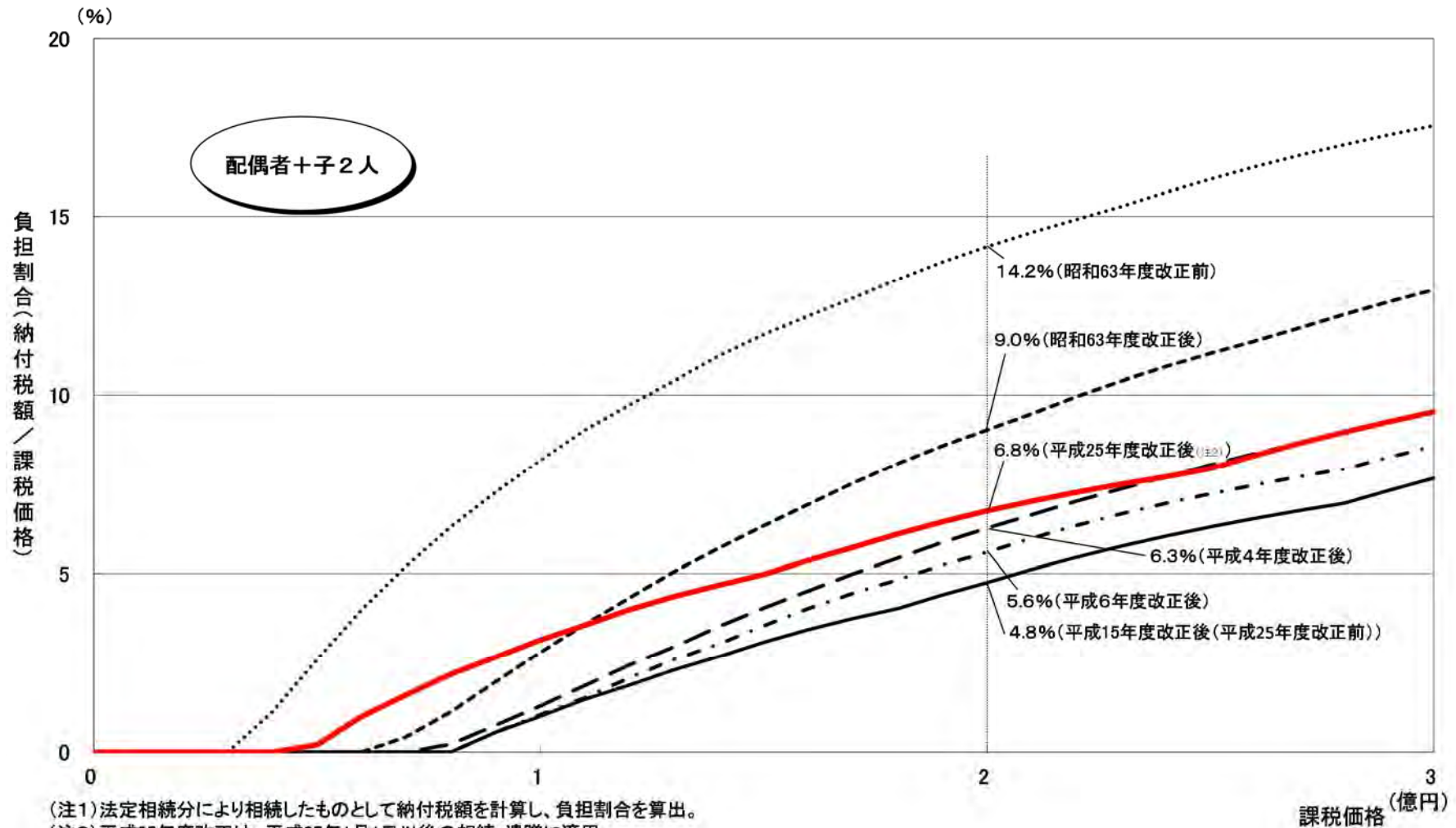


② 相続時精算課税制度の対象者の見直し : 孫への生前贈与をさらに行いやすくする



相続税の負担割合の推移

- バブル期以降の基礎控除の引上げ及び最高税率の引下げにより、負担割合は減少傾向。
- 平成27年1月以降の基礎控除の引下げ、最高税率の引上げ等により、負担割合は増加。
- ⇒ 課税価格2億円の場合、負担割合は4.8%⇒6.8%に。

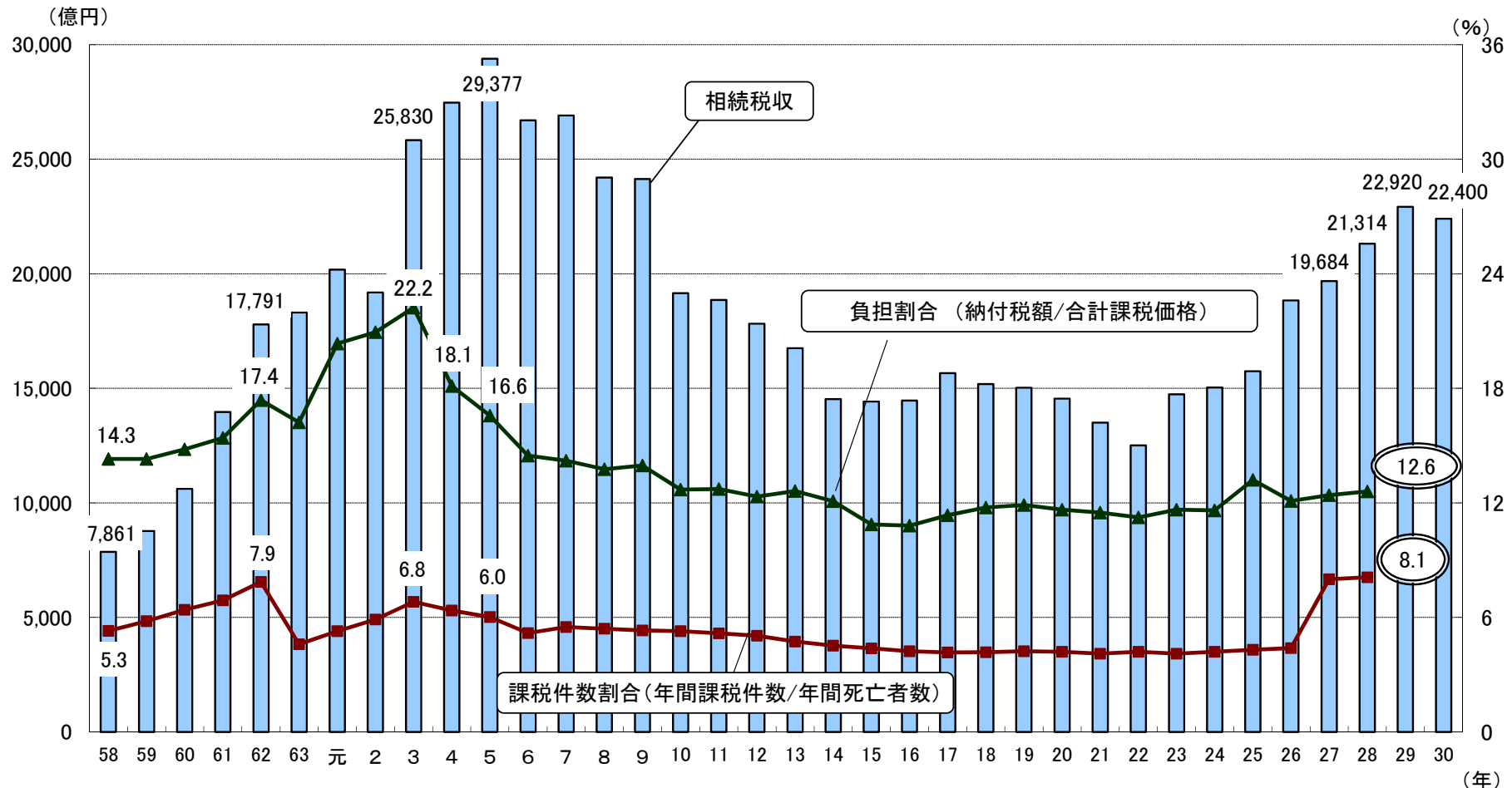


(注1) 法定相続分により相続したものととして納付税額を計算し、負担割合を算出。

(注2) 平成25年度改正は、平成27年1月1日以後の相続・遺贈に適用。

相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移

- バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び納付税額とも減少傾向。
- 平成27年1月以降、基礎控除が引き下がり、最高税率が引き上がった。
- ⇒ その結果、課税件数割合は100人中8人(足元)に増加。



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成29年度以前は決算額、平成30年度は予算額)。

(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理（抄）

〔平成 27 年 11 月
政府税制調査会〕

第 1 部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

Ⅲ. 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

2. 相続税の見直しにあたっての考え方

(1) 資産再分配機能の適切な確保

相続税については、主にバブル期における地価の上昇等に伴い、負担軽減の観点から基礎控除の引上げや税率構造の緩和、居住及び事業の承継等に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成 15 年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率構造の緩和が行われた。一方、地価の下落に伴った見直しが行われてこなかったことから、相続税の負担は大幅に緩和され、その資産再分配機能は大きく低下していた。

こうした中、「社会保障と税の一体改革」の一環として、税制全体としての再分配機能の回復を図るため、資産課税についても見直しを行うこととされた。そこで、平成 25 年度税制改正では、相続税の資産再分配機能を回復させるため、基礎控除については、物価・地価が現在と同程度であった昭和 50 年代後半と実質的に同水準まで引き下げるという考え方で見直しが行われた。また、税率構造についても、より高額の遺産取得者を中心に負担を求めるという考え方で見直しが行われた。

このような経緯を踏まえると、今後の相続税のあり方については、

- ① この四半世紀の間の経済社会の構造変化の中で、平成 25 年度税制改正が企図した、資産再分配機能の回復という所期の目的が果たされたか、
 - ② 将来の人口動態の変化等も見据えた上で、資産格差が次世代における機会格差につながらないように、資産再分配機能が適切に確保されるか、
- との観点から、平成 25 年度税制改正の影響をよく見極めながら、検討していくことが必要である。

(2) 「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元

上に述べたとおり、充実した社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与している。また、「老後扶養の社会化」に伴い増大した社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。これらを踏まえると、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲のあり方について、なお検討していくことが考えられる。

また、税を通じた再分配だけではなく、遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せず、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要である。

3. 贈与税の見直しにあたっての考え方 — 格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築

贈与税については、相続税の課税回避を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。しかし、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなったため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となった。このため、平成15年度税制改正において、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。

直近では、デフレ脱却・経済再生を早期に実現するという観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促すため、時限措置として各種の非課税措置が設けられている。これらの措置は、資産が子・孫といった家族内のみで非課税で承継され、格差の固定化につながりかねない面もあることから、今後、期限の到来を見据えて、見直しを行っていく必要がある。

その際、高齢者の資産保有が増加し、「老老相続」が一層進んでいる現状を踏まえると、贈与税については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、さらに幅広く検討していく必要がある。